

北海道大学不当労働行為事件第2回審問調書

事件番号	平成17年道委不第12号		
期日	平成17年11月8日		
場所	北海道労働委員会会議室		
審査委員	曾根理之	公開の有無	公開
参与委員	(労)小倉佳南子 (健)栗原勝憲		
担当職員	森崎 勉 上杉 充浩		
当事者	申立人側 名称 代表者	北海道大学教職員組合 執行委員長 坂下明彦	
	代理人	三浦桂子 佐藤博文 佐藤哲之 芝池俊輝 加藤丈晴	
	補佐人	渡邊信久 山口桂 浅川和幸 伊藤雄三	
	被申立人側 名称	国立大学法人北海道大学	
	代理人	開本英幸	
	補佐人	遠藤啓 山口紀代志 富野幸雄 菅野信雄 阿部康成 笹原聰	
尋問した 証人等	渡邊信久(証人 申立人申請)		

担当職員

主査 森崎



主任 上杉 充浩



速記士 北口 康裕



速記士 岸 政利



・ [開会 午後1時34分]

曾根審査委員

それでは、平成17年道委不第12号北海道大学不当労働行為事件の第2回審問を行います。

審査委員は、私、曾根です。参与委員は、労働者側小倉委員、使用者側栗原委員で行います。

出席者ですが、申立人側が補佐人の渡邊さん、伊藤さん、浅川さん、山口さん、申立人の坂下さんということになっております。代理人が佐藤博文弁護士、三浦桂子弁護士、加藤丈晴弁護士、芝池俊輝弁護士、佐藤哲之弁護士。被申立人側は、代理人の弁護士の開本さん、補佐人の遠藤さん、山口さん、富野さん、菅野さん、阿部さん、笹原さんということでございます。

書類の関係なのですが、本日付けで甲46号証から48号証を提出ということでよろしいですね。

三浦申立人代理人

はい。

審査委員

行っておりますね。

開本被申立人代理人

はい、頂いております。

審査委員

それでは採用いたします。本日は、前回に引き続きまして、渡邊証人の反対尋問を予定しております。どうぞ。

三浦申立人代理人

反対尋間に先立ちまして、前回の審問以降に、今回出している書証に関係するのですけれども、大学側の動きがありましたものですから、提出している書証について説明的に補充尋問をさせていただきたいと思います。

審査委員

よろしいですか。

被申立人代理人

はい。

審査委員

それでは、補充尋問を先に行いまして、その後反対尋問という順序でやりたいと思います。

[渡邊証人着席 午後1時37分]

審査委員

それでは、渡邊信久さんですね。

証人

はい。

審査委員

住所、職業等は前回と同じでよろしいですね。

証人

はい。

審査委員

前回の宣誓の効力が今回も維持しておりますので、それを前提に尋問をお願いいたします。それでは、申立人側からどうぞ。

三浦申立人代理人

まず、甲46号証を開いてください。これは、メールであなたのところに配信されてきた文書ですね。

証人

はい。

申立人代理人

11月7日、昨日のメールで、あなたが所属する理学部の事務室からあなたのもとにメールで配信されたということですね。

証　　人

そうです。

申立人代理人

では、その配信されたものの本体、文書についてお聞きしますが、日付は平成17年11月4日付けで、北海道大学職員各位に対して大学側の遠藤事務局長からの文書ですね。

証　　人

はい。

申立人代理人

タイトルですけれども、「平成17年度の職員給与の改正（案）について（お知らせ）」とありますね。

証　　人

はい。

申立人代理人

これは、具体的にどういうお知らせだったのか、かいつまんで説明していただけますか。

証　　人

このお知らせは、平成17年度の人事院勧告を適用して北海道大学の給与規程を改正したいということあります。

申立人代理人

人事院勧告に基づく改正給与法というものが10月28日に成立したのですね。

証　　人

はい。

申立人代理人

その成立した改正給与法に基づいて北海道大学の給与規程も改正するというお知らせだったということですね。

証　　人

はい。

申立人代理人

では、具体的にどういう改正の骨子なのか、2枚目を見てください。改正の骨子というところに、1として「月例給　12月から改正給与法に準じて引下げ」とありますね。

証　　人

はい。

申立人代理人

基本給についてですが、何パーセントの引下げですか。

証　　人

0.3%の引下げです。

申立人代理人

あと、扶養手当も引下げですね。

証　　人

はい。

申立人代理人

あと、調整額についても引下げという内容になっていますね。

証　　人

はい。

申立人代理人

初任給調整手当も引下げですね。

証　　人

はい。

申立人代理人

次に、2で「期末・勤勉手当等（ボーナス）」についてですが、改正給与法に準じて年間0.05カ月分引上げとなっていますね。

証　　人

いいえ、0.025カ月分の引上げです。

申立人代理人

今、ただし書きのことをおっしゃってくださいましたね。

証　　人

はい。

申立人代理人

ただし書きのところで、「平成17年度については、平成17年12月期の0.025月の引上げのみとする。」となっていますね。

証　　人

はい。

- 申立人代理人 これはどうして引上げの部分が半分になっているのか、その意味は分かりますか。
- 証 人 説明されているわけではないですが、1の基本給0.3%引下げが予定されていますが、これが12月実施ですので、4月にさかのぼりませんので、その分の差額分を今の期末勤勉手当の引上げ率の縮小で補おうとしているんだと思います。
- 申立人代理人 基本給ですけれども、国家公務員については4月にさかのぼって0.3%引下げということなのですね。
- 証 人 はい。
- 申立人代理人 でも、北海道大学の場合は、3の「実施時期」のところで「平成17年12月1日」とありますから、さかのぼらない分を本来なら上げられるボーナス分で相殺しようという趣旨かとあなたは考えているということですか。
- 証 人 そう考えています。
- 申立人代理人 この2枚目の上から4行目、「おって、」のところですけれども、「おって、職員の給与改正については、規程改正案を示したうえで、今後、過半数代表者等への説明や意見聴取等を経て役員会で審議し、決定する予定としております。」とありますね。
- 証 人 はい。
- 申立人代理人 このお知らせが11月4日付けでなされているわけなんですけれども、それに先立って、組合に対してこのように給与規程を変えたいんだけれどもどうかという協議の申入れはありましたか。
- 証 人 ありません。
- 申立人代理人 一切なかったのですね。
- 証 人 はい。
- 申立人代理人 次に、このお知らせが出されるに至った経緯についてお聞きいたします。10月17日に全職員への説明会というものがありましたね。
- 証 人 はい。
- 申立人代理人 この説明会は、あなたは参加されましたか。
- 証 人 はい、参加しました。
- 申立人代理人 何かお知らせのような文書が来て参加したのでしょうか。
- 証 人 そうです。給与に関する説明会を開催するというお知らせだったと思います。
- 申立人代理人 それは紙で来たのですか。
- 証 人 電子メールです。
- 申立人代理人 給与に関する説明会ということですけれども、具体的に内容の説明とかは書かれていたのでしょうか。
- 証 人 私の所属する部局の担当者が、補足として、多分人事院勧告のこと

申立人代理人

しょうというのを書いてありました。

証　　人

この説明会は10月17日に実施されたということですけれども、場所はどこで行われましたか。

申立人代理人

北大内のクラーク会館の大講堂です。

証　　人

時間はどういう時間で実施されたのですか。

申立人代理人

昼休みの時間帯です。

証　　人

具体的に何時から何時までとお知らせにはあったわけですか。

申立人代理人

はい。

証　　人

何時から何時まででしたか。

申立人代理人

12時15分から13時だったと思います。

証　　人

つまり、お昼休みの時間いっぱい使って実施されたということですね。はい。

申立人代理人

この説明会は具体的にどういう内容だったかを次にお聞きしますが、大学の担当者の方が説明されたのですか。

証　　人

はい。前半、ここにいらっしゃる労務担当理事が10分ぐらいかな、お話しになって、その後、人事課長が40分ぐらい話されました。

申立人代理人

人事課長さんが40分ぐらい説明された内容は、どういう内容でしたか。

証　　人

人事院勧告の内容をそのまま説明されたということです。

申立人代理人

何か資料は使いましたか。

証　　人

はい。紙の資料を配付されました。

申立人代理人

どういう資料でしたか。

証　　人

人事院勧告の内容が書かれていたものです。

申立人代理人

人事院勧告の内容が書かれたペーパーを使って、人事院勧告の内容そのものを説明したということですか。

証　　人

そうです。

申立人代理人

法人に移行する前のことをお聞きしますが、ちなみに法人移行前は人事院勧告に従って給与が決まっていたわけですね。

証　　人

はい。

申立人代理人

その時期に人事院勧告の説明会というものはありましたか。

証　　人

ありませんでした。

申立人代理人

このとき、あなたは出席されていて、何か質問とかはなさっていますか。

証　　人

はい。出席しておりまして、最後に質問を一つしました。

申立人代理人

どういう質問をされましたか。

証　　人

人事院勧告の説明でしたので、さっきありましたように0.3%切下げの人事院勧告が出されていますが、北海道大学の職員の給与は前回尋問で述べましたようにラスパイレス指数で86.6ということで、一般

の公務員よりも既に低いということが明らかですので、低いものを更にこの人勧に基づいて引き下げる事はないでしょうねという質問をしました。

申立人代理人

それに対して、回答はありましたか。

証　　人

はい。

申立人代理人

どういう回答でしたか。

証　　人

ここに今いらっしゃる労務担当理事の回答は、それは別の問題であるという御回答だったと思います。

申立人代理人

そういう回答にとどまったということですか。

証　　人

そうです。

申立人代理人

ちなみに、改正給与法で基本給が0.3%引き下げられることになったわけなんですが、この0.3%引下げの数字の持つ意味について組合で何か分析はしているのでしょうか。

証　　人

組合の考えとしては、今回、0.3%引下げになった一番の理由は、さっき述べましたように86.6%という低い給与水準の大学の職員12万人が公務員から抜けたために国家公務員の給与水準が上がってしまったということが一番大きなことであろうというふうに考えています。

申立人代理人

例えば北大の職員さんが抜けた上で上がってしまったので、その分下げるということですか。

証　　人

そうです。民間と比べて高くなってしまった、平均ですね。

申立人代理人

次に、10月27日に組合と大学側で団体交渉をされていますね。

証　　人

はい。

申立人代理人

何についての団体交渉だったのですか。

証　　人

交渉項目は三つありますが、主なものは、昨年度の寒冷地手当の引下げについて大学が黒字であったのであるから昨年度の寒冷地手当を一時金で払えということと、それから今年度分についても2万円引き下げることを中止するようにというものです。

申立人代理人

それに対する大学側の回答はどういうものでしたか。

証　　人

昨年同様で人事院勧告であるということと、それから今年キャッシュベースで幾らか黒字があるけれども、それはどういうことだという説明が少しありました。

申立人代理人

この団体交渉の後に、懇談会が設けられていますね。

証　　人

はい。

申立人代理人

団体交渉の後に懇談会をするというのは事前に決まっていたということなのですか。

証　　人

はい。

申立人代理人

それはどちらからの申入れだったのですか。

証　　人

大学側からの申入れだと思います。

- 申立人代理人 何についての懇談会でしたか。
- 証 人 今年の人事院勧告について懇談をしたいということでした。
- 申立人代理人 実際に行われた懇談会の内容は、どういうものでしたか。
- 証 人 大学が人事院勧告に従って給与改定をしたい理由のようなものの説明もありました。
- 申立人代理人 つまり、先ほど説明のあった改正給与法は10月28日、団交の翌日に成立しているんだけれども、この改正給与法に従って給与体系を考えているというような説明だったということですか。
- 証 人 決めたとかいうことはなかったんじゃないかなと思います。
- 申立人代理人 もうちょっと具体的に、どういうふうな大学側の説明だったかを説明していただけますか。
- 証 人 一番大きな点は、基本給というか月例給を公務員に合わせておきたい理由の一つとして、退職金の問題があるということが一番大きな説明でした。
- 申立人代理人 10月27日には団体交渉があったのに、この団体交渉の中で話し合わずに別途懇談会を設定したいと大学側は事前に言っているわけなんだけれども、そのことについてはどのように思いますか。
- 証 人 交渉という場ですと、やっぱり労使できちんと議論して労働条件を決めなければいけないのでしょうが、懇談会ということで、協議は避けたかったのではないかと思います。
- 申立人代理人 今回、大学側が改正給与法に従って職員給与規程を変えたいというお知らせをしているわけなんだけれども、これは明確に労働条件の変更ですね。
- 証 人 はい。
- 申立人代理人 労働条件の変更であるにもかかわらず、組合との協議の申入れもしないし、団体交渉も避けて、あえて懇談会というような形のものを設けるということについて、組合はどう考えますか。
- 証 人 やはり給与の改定前には組合ときちんと交渉するようにと考えています。
- 申立人代理人 特に、現在、寒冷地手当削減の就業規則改定問題について不当労働行為救済申立てをしているわけですね。
- 証 人 はい。
- 申立人代理人 そのさなかに、同じように組合と協議しようとしない姿勢についてはどのように思いますか。
- 証 人 非常に遺憾だと思います。
- 申立人代理人 次に、あなたの方から出ましたけれども、北海道大学の事務技術職員の給与が一般公務員と比べて13.4%低いということは前回も先ほどもお話ししていただいたのですけれども、次に、では、北海道大学の給

与が私立の教授クラスと比較してどうなのがかということについてちょっとお聞きしたいと思います。甲48号証を開いてください。この甲48号証は、平成17年の人事院勧告の参考資料ですね。

証人

申立人代理人

はい。

この甲48号証の1枚目を見ますと、「平成17年職種別民間給与実態調査の概要」とありますね。

証人

申立人代理人

はい。

人事院は今回の報告の基礎となった人事院の職種別民間給与実態調査の概要としてこのペーパーをまとめているということですね。

証人

申立人代理人

はい。

後の方の58ページ、付せんを付してありますけれども、58ページを開いてください。「教育関係職種」の「大学教授」のクラスにマーカーを引いてあるのですけれども、平成17年4月分の平均支給額として、大学教授、平均年齢55.9歳の方の場合は72万4,420円とありますね。

証人

申立人代理人

はい。

これは時間外手当も入っているのですけれども、それを抜いたとしても72万2,338円ということですね。

証人

申立人代理人

はい。

次に、甲47号証を開いてください。これは平成15年度の人事院勧告の別表です。この1枚目の教育職俸給表のところを見てください。ちょっと説明していただきたいのですが、職務給の級のところに1級から5級までありますね。

証人

申立人代理人

はい。

5級が、これはどういう職種の人ですか。

証人

申立人代理人

5級が教授に当たります。

証人

申立人代理人

4級は。

証人

申立人代理人

助教授です。

証人

申立人代理人

3級は。

証人

申立人代理人

講師です。

証人

申立人代理人

2級は。

証人

申立人代理人

助手です。

証人

申立人代理人

1級というのは。

教務職員だと思います。

私立大学との比較ですから、5級の大学教授のところを見てみましょう。大学教授の場合、最高の給与をもらえるのが23号俸で59万200円ということですね。

証人

はい。

- 申立人代理人 最高でも59万ということなのですが、大学教授の場合、定年は何歳ですか。
- 証人 北海道大学の場合は63歳です。
- 申立人代理人 号俸というのは1年ごとに上がっていくわけなのでしょうか。
- 証人 大体はそうです。
- 申立人代理人 63歳まで、1年ごとに教授になれば上がっていくのですか。
- 証人 昇給はどこかで、55歳ぐらいで鈍ります。
- 申立人代理人 一定の年になるとストップしてしまうということなんですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 すべての大学教授が、定年まで勤めたとしても、59万円もらえるかどうかは分からぬということなんですね。
- 証人 そうだと思います。
- 申立人代理人 このように北海道大学の場合、一般的な事務技術職員については13.4%も国家公務員よりも低いですし、あと教授、先生方を見ても私立大学と比較してかなり低いということですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 この点について、どのように思われますか。
- 証人 どのようにというの。
- 申立人代理人 給与の決め方というのはいろいろな要素で決めなければならないと思うのですけれども、大学側の主張というのは人勧が社会一般の情勢を示しているという主張ですね。そのことと今言われた実態との違いについて、どのように思われますか。
- 証人 一つには、大学の教職員の給与を比較する対象が何かということがあると思いますが、さっき出された甲48号証は人事院が調べて公表している資料ですけれども、それと私立大学の教授の給与とを比べて国立大学の教授の給与は低いわけですから、例えば官民格差をなくすという意味では、大学の教員の給与は現状で安いということはこれからも明らかになると思います。ところが、人事院勧告では、これは調べているけれども、私立大学の教授の給与については官民格差の比較には使用していないということになっていますので、そもそも国立大学の教員の給与あるいは職員の給与を何と比べればいいのかというところで、人事院勧告が出している数値の意味がおかしいということをこれが示しているというふうに思います。
- 申立人代理人 私からは以上です。
- 佐藤（博）申立人代理人 1、2点追加で質問させていただきます。先ほどの質問の中で、10月17日に北大のクラーク会館で説明があったということなのですが、これは組合ですかそういうところに、こういう趣旨でこういう内容の説明をするというような申入れなりが大学側からあらかじめあったので

- すか。
- 証人 そうではなくて、全職員一律に給与に関する説明会を開催しますという通知があったんだと思います。
- 申立人代理人 それは、先ほどお話ししたように昼休みの時間帯で、これは普通の職員の方々が参加できるような内容の時間帯なのですか。
- 証人 お弁当を食べなければ。お昼休みをとらなければ参加できるということだと思います。
- 申立人代理人 そこで、人事課長の説明に対して、証人が、北大の職員の場合はただでさえほかの公務員と比べて 86.6% の賃金水準にあると、そのことが示された 0.3% のカットというそれとどういう関係にあるのかという質問をされたということでしたね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 それに対して、人事課長が別の問題であるという回答をされたと先ほどお話しされましたね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 それはどういう意味なのでしょうか。あるいは、どういう意味だというふうに証人は受け止めていますか。
- 証人 再質問はしなかったのであれですけれども、そのときの私の理解では、とにかく人事院勧告には大学は従いたい、そこだけは従うと。それと、大学の職員の給与が安いことは別の対応をしようということを言っていたんだと思います。
- 申立人代理人 賃金水準が低いことと人勧の示された実施という問題を峻別して対応したい、そういう考え方を示したと、こういうふうに理解したということでおいいですか。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 そちら辺は、組合としては非常に重要な論点といいますか、この問題の最も協議しなければいけないポイントであるというふうに考えていらっしゃるわけですね。
- 証人 そうです。
- 申立人代理人 だから、証人も質問されたわけですね。
- 証人 そうです。
- 申立人代理人 それから、11月4日付けの甲第46号証の書面についてなんですが、先ほどの質問にもありましたが、今年の12月1日が実施時期と明記しておりますね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 今日のこの時点で組合に対してこういうふうに改正したい、当然就業規則の改正を伴うわけですが、こういうふうに改正したいから、協議をしたい、こういう申入れが大学側からあるのですか。

証人 協議の申入れはありません。
申立人代理人 ないのですね。
証人 はい。
申立人代理人 それから、この書面の中で「過半数代表者等への説明や意見聴取等を経て」と書いてありますが、過半数代表者に対する説明会などは設定されているわけですか。
証人 はい。
申立人代理人 それは設定されているわけですか。
証人 はい。
申立人代理人 そうすると、なぜ組合に対する申入れあるいは組合に対する説明というのが現時点ではないのですか。
証人 大学は組合と協議を今のところしたくないということですか。
申立人代理人 する気はないということですね。
証人 はい。
申立人代理人 実施時期は12月1日ですから、当然その前にしかるべき決定機関で決めなければいけないですから、時期的にはもう半月ちょっとということになりますよね。これは大学の側からこの就業規則の改定に対してこういうスケジュールで進めたいので、組合との協議をこの段階でこういうふうにやりたいんだと、例えばそういうような打診といいますか、そういうような話もないですか。
証人 組合に協議を申し入れろということは言っていたはずです。
申立人代理人 それについて組合としてはどういうふうに考えておりますか。
証人 組合としては今、現に寒冷地手当で救済を申し立てて争っているところですので、大学側が団体交渉というものをどういうふうに考えているのかということを確認しない段階でいわゆる交渉申入れをすることはどういうことかというふうに考えています。
申立人代理人 就業規則の改正ですから、改正する側が提案すべきものだということになるんではないですか。
証人 申入れをするという意味では大学側から組合に対して申入れをすればいいことだと思いますので、組合側から申し入れるんであればきちんと交渉する気があるのかどうかということも確認した上でないと申入れをできないだろうというふうに考えています。
申立人代理人 確認した上でというのは、具体的にはどういうことになりますか。
証人 人事院勧告に準拠するという説明をするだけではなくて、実際に労働条件について協議ができるという交渉を持つ意図があるのかどうかと、そういう意味です。
申立人代理人 現在までの大学の対応の中では協議をするという姿勢が組合としては見られないと、だからこういう申立てをしているわけですけれども、そ

- ういう認識であるということなわけですか。
- 証人
申立人代理人 はい。
- 実態論としては分かりましたけれども、手続としては本件の申立ての趣旨でも書いてあるとおり、大学側からこの就業規則の変更について協議をきちんと申し入れて説明義務を果たすべきだと、こういうスタンスで対応されているわけでしょう。
- 証人 説明義務というか、協議義務を果たすべきだということです。
- 申立人代理人 終わります。
- 審査委員 それでは反対尋問をお願いします。
- 開本被申立人代理人 先ほど、平成17年度の職員給与の改正の話がございましたよね。1月4日に大学の職員課長の方から組合の書記長の方に何かお話はありましたか。
- 証人 11月4日、書記長には改正の骨子が渡されているんではないかと思います。
- 被申立人代理人 改正の骨子というペーパーが渡っていると。それ以外に何か職員課長の方からお話はありませんでしたか。
- 証人 私の知るところでは、組合から交渉を申し入れろというふうに言われているということだと思います。
- 被申立人代理人 書記長からはどういった報告を受けていますか。その件について。
- 証人 その件についてというのは。
- 被申立人代理人 11月4日の大学側の接触といいましょうか、それについてどういうことがあったのか報告を受けていますか。
- 証人 どういうことがあったのかというのは、どういうことですか。
- 被申立人代理人 改正案の文書を持ってきた、若しくは手渡された。それ以外に特に口頭ベースで何もなかったのでしょうか。
- 証人 書記長から我々に説明が何かあったかということですか。
- 被申立人代理人 はい、説明でも何でもいいのですけれども。分かりませんか。
- 証人 どういうことですか。
- 被申立人代理人 文書の交付を受けただけで、書記長はありがとうございますと言って帰られたのか、ほかに何か言づてなり連絡なり提案なりそういったものがあったのかなかったのか、知っている範囲でよろしいですよ。
- 証人 ですから、さっきから言っていますように組合側から交渉を申し入れるようにということは言われてきたというふうに聞いています。
- 被申立人代理人 具体的な日程調整とかといった話はなっていないのですか。交渉を申し入れたとしたら、いつがいいとかといったお話です。
- 証人 組合側が交渉を申し入れたとしたら、いつがいいかということはさっきの過半数代表候補者の説明会のときには事務局長がいらっしゃるということでしたね。そういうことは聞きました。

被申立人代理人

書記長からは組合の方から団体交渉の申入れをしろと、そういうふうに言われたと。報告を受けたのはそれだけということですか。

証 人

組合に対する就業規則の説明会が9日にあるということも聞いています。

被申立人代理人

ほかはないですか。ないならいいですよ。先ほどそれに対して、組合の側で組合の方から協議の申入れは考えていないようなお話があって、それは大学の方から申入れをすべきだからと、そういうお話ですね。

証 人

それが1点と今争っていますように、昨年、寒冷地手当で交渉を我々は3回持ったわけですが、それは結局、人事院勧告に準拠するというこの説明を受けただけで、齊藤事務局長、来月来られますけれども、もう説明はしたと。後は知らないから司直の場に訴えろと、そういう交渉を持たれたわけですから、今年も大学がそれを交渉だと思っているのであれば我々はそういう交渉を持つ気はないと。どういう交渉を持つのかということがまず重要だろうということです。

被申立人代理人

どういう交渉を持つことが重要だろうということだけれども、大学側のスタンスとして団体交渉に向けてのスタンスをきちんと確認した上でないと組合としては団体交渉の申入れができないと、先ほどそのようにおっしゃいましたね。

証 人

そうです。特にそれは去年、さんざん寒冷地手当でやったということを踏まえてのことですよ。

被申立人代理人

そのスタンスとか大学側の姿勢というのはどうやって確認されるつもりなんですか。組合側で大学の団体交渉や組合に対するスタンス、そういうものがはっきりしない限りは組合の方から団体交渉の申入れはしないという御趣旨でしたよね。放っておくと、大学の方が団体交渉の申入れをしなければ組合の方からも恐らく申入れしないでしょう。そんなことはないですか。

証 人

最終的にしないかどうか分かりませんが。

被申立人代理人

とりあえず待つという感じじゃないのですか。

証 人

待つというよりも、昨日の時点で大学側が要するに団体交渉というものをどういうふうに考えているのかということをやはり確認しようと、そういう議論はしました。

被申立人代理人

それは今後どうやって確認されるつもりなんですか。

証 人

それは労使間のことですから、協議はする必要はあると思います。

被申立人代理人

協議をしてそれを確認すると。それを団体交渉と呼ぶかどうかはともかくとして、まず確認される協議をすることを考えるということでいいですか。そういうスタンスであると、組合としては。

証 人

はい。とにかく、先ほども言いましたように去年の寒冷地手当で行われた3回の団体交渉を組合は団体交渉とは認識していませんので。

被申立人代理人 評価の問題は分かりました。

証人 それと同じことはやりたくないということです。

被申立人代理人 10月27日に寒冷地手当に関する団体交渉があったというふうに伺ったのですけれども、何時ころから団体交渉は始まったのですか。

被申立人代理人 午前ですね。10時からだったと思います。

証人 何時くらいに終わりましたか。

被申立人代理人 11時過ぎですか。

証人 1時間強。

被申立人代理人 寒冷地手当部分についてはもっと短いです。3本の団体交渉が、そのくらいです。

被申立人代理人 懇談会というものは何時から何時くらいまで実施されたのですか。

証人 その後ですから、多分40分くらいですかね。

被申立人代理人 団体交渉と懇談会とで何か形式というか、そういうものは変わるのですか。

被申立人代理人 ええ、変わりました。

被申立人代理人 具体的にはどう違うのですか。

被申立人代理人 具体的には、大学側としては記録を残さないということでしたし、組合側は少しは記録とりましたが、要するに、労使間の協議ではない、交渉ではないということですね。

被申立人代理人 まず、記録を残さないというのは大学側の内部の問題ですよね。

被申立人代理人 知りません。

被申立人代理人 組合側として団体交渉と懇談会とで、評価の問題はともかくとして、どこが違うのですか。質問ができないとかそういったことがあるのですか。

被申立人代理人 そのときの交渉は、要するに、今後、大学側が人事院勧告に従ってどういうふうにしていくのかということの情報を我々は得て、次回、今申入れていませんけれども、交渉に臨む際にどういうふうに組合側が考えるかということの情報を得るために懇談会というふうにとらえています。

被申立人代理人 団体交渉の場合はあらかじめ議題が決められていて、お互いにこうじゃないかああじゃないかという意見の交換というか、意見をぶつけるわけですね。

被申立人代理人 ええ。

被申立人代理人 懇談会の場合はその辺、どうなんですか。

被申立人代理人 懇談会の場合には、もちろんあらかじめ議題があったわけではないと思います。

被申立人代理人 今回の懇談会はどういう感じというか、段取りで進んでいったのですか。どういう感じで行われたのですか。団体交渉だと、片方が意見を述

べて片方がそうじゃないという話になりますね。懇談会の場合はどう違うのでしょうか。

どういう意味ですか。

分かりませんか。質問の趣旨が分かりませんか。

はい。

では、別なことを聞きましょうか。今回出ている平成17年度の職員給与の改正案の話というものは、まず本件のこちらの事件とは関連性がないと考えていいですか、直接には。

寒冷地手当との関係ですか。寒冷地手当とは関係ありませんが、人事院勧告にそのまま従うという意味では大いに関連があります。

今回、団体交渉が不誠実であった、そういう主張を組合はされているのですけれども、不誠実であった団体交渉とはどのことを指しているのですか。いつ実施された団体交渉なんですか。それ以外に大学の態度とかそういうものはあるかと思うのですけれども、通常は団体交渉のこの部分が不誠実だったという話になるわけですよ。どちらを対象にしていますか。

昨年の、日にちがすぐ出てきませんが、3回の団体交渉を不誠実な交渉であったと指摘しています。

今回、本年の10月27日に寒冷地手当についての団体交渉が時間が短かったけれども、行われたという話がありましたけれども、それは対象にしていないということでいいですか、とりあえずは。

それに関しても我々、去年3回の団体交渉で寒冷地手当を引き下げる根拠について大学の財政との関係をずっと聞いていましたが、それについて今回の団体交渉でももちろん聞きました。その際に、前回の3回は大学の財政、決算が出ていない段階ということでしたが、それが今回は決算も出ていますので、それとの関係で今回は交渉を持ったわけですが、最終的に私が去年、寒冷地手当は払えたのですかということを聞きましたが、それは払えたというお答えでした。要するに、払えたのです。だけれども、払わなかつたということですので、払えたけれども払わなかつたし、それをもう1回払い直す気はないということでしたので、そういう意味では不誠実ということは不誠実だと思います。

それは10月27日の団交が不誠実だというお話、平成16年の3回分の団体交渉が不誠実だというお話ですか。

そもそも救済を申し立てているのは、前回3回の団体交渉の不誠実を訴えています。

そうですね。10月27日の寒冷地手当に関する団体交渉は大体、正味何分くらい行われたのですか。

30分くらいですかね。

証人

被申立人代理人

証人

被申立人代理人

証人

被申立人代理人

証人

被申立人代理人

証人

被申立人代理人

証人

被申立人代理人

証人

被申立人代理人 30分くらい行われて、その内容としては組合側でおっしゃる財源ということですかね。そちらに質問が集中したということですか。質問と
いうか意見交換が集中したということですか。

証人 主なものはそうです。

被申立人代理人 証人が組合に加入したのはいつごろですか。

証人 北海道大学教職員組合ですか、北海道大学に来てからすぐですから、
1999年かな。

被申立人代理人 平成11年ですか。

証人 どうでしたか、済みません、間違っていたらごめんなさい。

被申立人代理人 それ以降、比較的積極的に組合活動には関与されていたのですか。

証人 そうです。

被申立人代理人 平成15年の8月以降は執行委員で、16年に副委員長でしょうか。

証人 はい。

被申立人代理人 前に行われた主尋問の中で、平成15年の10月以降に特に本件問題
について組合から大学に対していろいろ文書が出されていますよね。

証人 ええ。

被申立人代理人 あの文書を作る、起案と言いますけれども、起案されているのはどな
たなんでしょうか。

証人 そのときどきで分担がありますから、どの文書ということでないと分
かりませんが、私が起案したものもあると思います。

被申立人代理人 それは執行委員の方々がいろいろやられるのでしょうか。

証人 ええ。

被申立人代理人 それは協議をしてたたき台を作って、これでよいかという回覧なり会
議なりをして文書を確定して発行すると、そういう感じでよろしいで
すか。

証人 はい。

被申立人代理人 平成15年10月以降については執行委員の立場にあられたわけだか
ら、細かい部分はともかくとして、ある程度は文書の内容について説明
できるし、主尋問でも説明されていたということでよろしいのでしょうか。

証人 はい。

被申立人代理人 主尋問の中で覚えておられるかどうかあれなんですけれども、平成1
5年の10月30日に30分程度の懇談があったその内容について説明
されていたのですよ。証拠の番号としては、見なくていいのですが、乙
第3号証というものを引用して説明されていたのですけれども、まず…

…

証人 だれとの懇談ですか。

被申立人代理人 日にちだけでは分からぬ……。記憶を確かめたいのです。基本的に

は文書を見ないで記憶に従ってお話をするのが証人尋問のルールで、それは第1回のときにも審査委員が言っていますので。それで平成15年10月30日に、文書の題名としては「北大教職員組合石川書記長との懇談」という文書が大学側からの証拠なんですかけれども、出されているのですけれども、これは覚えてますか。

　　証　　人　　ええ。

被申立人代理人　あの懇談というものは、証人は立ち会いしていたのでしょうか。
　　証　　人　　していません。

被申立人代理人　体験していない事実でしょうか。

　　証　　人　　と思います。

被申立人代理人　主尋問ではこういったことがありましたという説明をされていますけれども、それは御自身では体験されていないんですね。

　　証　　人　　はい。

被申立人代理人　ではもう一つ、気になったのが15年の11月6日、これは学長会見というものが行われて、証拠番号としては乙第4号証というものがあるのですけれども、こちらの書類があることは覚えてますか。

　　証　　人　　はい。

被申立人代理人　そちらの学長会見においては、証人は出席されていますか。
　　証　　人　　参加しています。

被申立人代理人　間違いないですか。

　　証　　人　　していないそうです。

被申立人代理人　書面を見れば分かるように出席したことにはなっていないです。ということでおいいですか。

　　証　　人　　はい。

被申立人代理人　乙第19号証を開いてください。文書は平成16年度以降における労働組合からの要求事項というものなんですが、こちらには大学の方でまとめた団体交渉の実績といいますか、そういうものが記載されています。文書の中は1から12まで項目が分かれていますが、本件寒冷地手当のお話については4番、6番、7番が今回問題となっているケースなんですが、それ以外にも団体交渉がされておりますよね。

　　証　　人　　はい。

被申立人代理人　寒冷地手当以外については、団体交渉で協議はしているということでおろしいのでしょうか。納得がいくものかどうかはともかくとして。

　　証　　人　　基本的には大学側は同じで、例えば育児介護休業とかそちらの文書に書かれていますけれども、組合側から提案をしてもそれは法律の範囲を決して越えてこないということで、人事院勧告と同じですね。協議はしても折れることは何もないということは全部同じです。

被申立人代理人　協議をしてそういった項目については交渉はできないとかそういった

- 対応はされていない。とりあえず協議の場には乗っかるのでしょうか。
- 証人
被申立人代理人
- そうです。協議の場には乗っかると。
- 組合の理解としてね。
- はい。
- 団体交渉の具体的な中身の件についてなんですが、一番の問題となっているのは平成16年に行われた3回の団体交渉、ここで何があったかということだと思うのです。前提の確認なんですけれども、例えば組合の方で交渉内容、実際に団体交渉をやっているときにテープレコーダーとかICレコーダーとかで録音したということはないですよね。
- 証人
被申立人代理人
- ありません。
- 組合、大学でもいいのですけれども、団体交渉が終わった後に議事録を作成して労使でその内容について確認するということはありますか。
- 証人
被申立人代理人
- ありません。
- そういったことが具体的な団体交渉の内容について再現するには適切だとは思うのですが、といったものはない。
- 証人
被申立人代理人
- ありません。
- 組合の方では、正確な団体交渉の内容を記録はしていないのですか。
- 証人
被申立人代理人
- 記録はあります。正確という、こんなに正確かということになりますが。
- 被申立人代理人
- 記録はあるのですか。正確かどうかは評価だからやめておきましょう。
- 証人
被申立人代理人
- 記録はあるのですか。
- はい。
- 今回、問題となっている3回分の記録はあるのですか。
- 証人
被申立人代理人
- 3回分の何らかの記録はあります。
- 1回目の団体交渉については2ページくらいの記録が出されていますよね。甲第25号証というものなんですけれども、ちょっと見てみましょうか。甲第25号証です。この10月5日の分なんですけれども、こちらを記録にとどめたのは組合のどなたですか。
- 証人
被申立人代理人
- すぐには分かりません。
- 特定の方が決まっているわけではないのですか。
- 証人
被申立人代理人
- これは多分、複数人の記録を持ち寄って最終的に記録にしたものだと思います。
- 被申立人代理人
- 複数人の記録というものはその交渉、話をしている間の手控えとかモノのことでしょうか。
- 証人
被申立人代理人
- そうです。
- それでそちらを大体合わせてこういったものを作ったと。
- 証人
被申立人代理人
- 当人が発言している間とかはそれなかったりしますので。
- こちらの甲第25号証については、1回目の交渉内容を要約したもの

- と理解してよろしいのでしょうか。
- 証人
被申立人代理人
- だと思います。
1時間半くらいの交渉でしたけれども、多分2ページではおさまるものじゃないので、質問要旨と結論について要約されたものと理解してよろしいですか。
- 証人
被申立人代理人
- でも、大学側の説明は同じことの繰り返しなので、要旨、要約すればそんなに長くなるものではないと思います。
- だから、要約でよろしいでしょうか。
- 証人
被申立人代理人
- はい。
今回、大学の方から3回分の団体交渉の記録が証拠として提出されていますね。ごらんになっていますよね。
- 証人
被申立人代理人
- はい。
こちらの3回分の団体交渉の記録の内容については、証人としては概ね正確であるという理解なんでしょうか。それとも、どこか間違ったところがあるという理解なんでしょうか。
- 証人
被申立人代理人
- 概ね正確であるとは思いますが、確認をしてあるものではありません。
確認をしていない。
- 証人
被申立人代理人
- 組合で正確であるという確認をしているわけではありません。
とりあえず組合のことは置いておきまして、証人としてはどうですか。
3回とも出席されていますよね。
- 証人
被申立人代理人
- はい。
確かにあの文章内容だと日本語的にちょっと理解できないところもあるのですが、やりとりの内容は概ねあれで正解と考えますか。
- 証人
被申立人代理人
- はい。
組合の方で3回分の団体交渉記録の内容を精査したことはございますか。
- 証人
被申立人代理人
- 組合側の記録ですか。
組合が。
- 証人
被申立人代理人
- 精査した記録というのは組合の記録を精査したかと。
大学が提出した3回分の団体交渉記録を組合の内部で精査して、こういう発言はなかったにもかかわらずこれは載っているよとか、ここに誤りがあるとか、大体正確なんじゃないかとか、そういう検討はされていないのですか。
- 証人
被申立人代理人
- 精査という意味ではどういうことですか。何からの委員会とか執行委員会で読み合わせとかはしていません。
先ほど、組合において確認していないという発言があったんですね。それは主尋問でもあったのですよ。だからまず、証人個人の記憶を伺って、その上で組合としてこちらの記録について内容が誤っているとかそ

ういった検討はしていないのかという質問なんですかけれども、それはしていない。

証人
被申立人代理人

はい。

評価はどうなんですか。大体正確だという評価なんですか。

証人
被申立人代理人

そういうことよりも、そもそも交渉が説明の内容、何を評価すればいいのかという問題がありますよね。

違います。まず、団体交渉の形式的なことですよ。どういう話があったのかということについて今問題となっているのですよ。評価は評価でまた出てきますけれども、それについて話してもいいようなことが3回分の団体交渉記録に載っかっているとか、そういうことは組合内部で何かありませんでしたか。

証人

交渉の場で話していないことは書証に出てきたことはあります。交渉の記録にあったかどうかは定かではありません。例えば閣議決定について説明したと書証にはありますが、交渉では説明していません。

被申立人代理人
証人
被申立人代理人

ほかにどこか間違っているところはありますか。

証人
被申立人代理人

今すぐには分かりません。

証人
被申立人代理人

分からぬ。

はい。

証人尋問をする前に、3回分の団体交渉の記録というのは大事な証拠だと思うのですけれども、事前によくごらんになっていないのですか。

証人
被申立人代理人

前回の前には見ました。今回は見ていません。

お忙しいからね。では、概ね正確であるというふうに理解してよろしいですか。

証人
被申立人代理人

はい。

では、証人の記憶で構わないのですけれども、できる範囲で思い出していただきたいのですが、1回目の交渉の内容について伺います。団体交渉の申入れをしたのは何日付けか、覚えてていますか。

証人
被申立人代理人

いいえ。

10月5日に1回目の団体交渉が行われておりますが、議題は何でしたか。

証人
被申立人代理人

要するに、寒冷地手当とかいうことではなくてですか。

証人
被申立人代理人

それ以外に何があるのですか。寒冷地手当のこと。

はい。

団体交渉の申入書で、こういうことについて交渉したいという話がありますよね。

証人
被申立人代理人
証人

はい。

組合側としてどのような項目立てをしたのですか。覚えてていますか。根拠、使途ですか。

被申立人代理人

根拠と使途でいいですか。では、根拠については大学の方でどのような説明があったのですか。

証　　人

社会一般の情勢に従う、社会一般の情勢は人事院勧告であるということです。

被申立人代理人

それに対して、組合側からはどういった反論、意見がありましたか。

証　　人

そうではなくて、引き下げるのであれば具体的に引下げ額の根拠を示すようにとか、あるいは、引き下げた場合に1億2,000万円余剰金が出るものを使途について明らかにするようにということです。

被申立人代理人

使途については、大学側はどのような説明でしたか。

証　　人

年度末になってみると分からぬということだったと思います。

被申立人代理人

一応回答はしているということですか。納得のいく回答ではないのでしょうかけれども。

証　　人

回答はしているということですか、それで。

被申立人代理人

とりあえず答えてはいるのですか。主尋問の中で、証人の証言の中で、大学は何も答えませんでしたというところがぽつぽつあるんです。それは組合の評価の問題として答えたことになっておらんということであればまだ分かるのですけれども、とりあえず大学が黙りを決め込んでいたのかどうなのか、まずそこを確認したいのですが、何かは答えているのでしょうか。

証　　人

そういう意味では何かは答えていますが、それが意味がある答えかどうかということは別です。

それでは、何かを答えているということですね。

被申立人代理人

団体交渉の回答として意味があるかどうかということは別だと思います。

被申立人代理人

そこは評価の問題なので。

証　　人

評価の問題と言ったって、それで争っているんだからそういう言われ方をしたって困るわけで。何を争っているかということは、そこを争っているわけですよね。要するに、交渉だと言って3回とも出てきて座っていればいいんだったらだれでも交渉できるわけで。

被申立人代理人

それは、交渉にはならないでしょう。

証　　人

そうでしょう。

被申立人代理人

座っているわけではなかったでしょう。違いますよね。

証　　人

座って、1時間我慢しているだけです。人事院勧告に従うんだということを繰り返し述べていればいいだけですから。

被申立人代理人

繰り返し述べていたのですか。

証　　人

そうです。

被申立人代理人

団体交渉記録では、同じことを繰り返し述べていたというふうにはなっていないですよね。その辺はどうなのですか。

証人 繰り返しという意味はどういうことかですけれども、ほかの説明は聞いた覚えがありません。

被申立人代理人 それは、変更の根拠についての話ですか。

証人 そうです。

被申立人代理人 では、変更の合理性の話がございますね。

証人 はい。

被申立人代理人 それについては、大学側はどのような回答をしましたか。

証人 合理性についても、社会一般の情勢をあらわしているものが人事院勧告であるからそれに従うというのが合理的だということだと思います。

被申立人代理人 それ以外の説明というのはなかったのですか。

証人 合理性に対するそれ以外の説明はありません。

被申立人代理人 大学側は、主にどなたが発言されていたのですか。

証人 主に、当時の齊藤労務担当理事です。

被申立人代理人 組合側は。

証人 組合側は何名かですので、特にだれということではありません。

被申立人代理人 証人も発言されているし、そのほかの方も発言されているということですか。

証人 はい。

被申立人代理人 団体交渉の内容については、評価はいろいろあるでしょうけれども、議事の進行といいますか、言葉のやりとり、キャッチボールについては比較的円滑に進んだのですか。どうなのですか。

証人 どういう意味ですか。

被申立人代理人 要するに、片方が例えばこんなのでは話にならんと言って怒ったり机をたたいたり、そういうことはありましたか。

証人 話にならんと言って怒ったことはあるはずですが、机をたたいたりとかはしていないと思います。

被申立人代理人 要するに、団体交渉が普通のキャッチボールというかやりとりとして成立しているかどうかというのを聞きたいのですけれども、内容はともかくとして。

証人 でも、内容の問題で申し立てているのですから。

被申立人代理人 違うって。ちゃんとキャッチボールはできていたのですか。

証人 キャッチボールとおっしゃっている意味が分かりませんが、交渉の場で聞いたことについて何かを答えればいいのであれば、それはできていました。

被申立人代理人 それはできていたの。

証人 ええ。

被申立人代理人 何かを答えていた。それに対して組合が反論してと、そういう感じなのでしょうか。

- 証人
被申立人代理人 はい。
- 組合側の方で同時に2、3名の方が発言をしたり、大学の方で2、3名の方が同時にしゃべったり、そういう例えれば緊迫した場面とかそういうことはあったのでしょうか。
- 証人 不規則発言という意味ですか。
- 被申立人代理人 何でもいいんですけども。
- 証人 それはありません。大学の職員の交渉ですから、それは紳士的なものです。
- 被申立人代理人 紳士的ですよね。
- 証人 はい。
- 被申立人代理人 団体交渉自体は紳士的だったんじゃないでしょうか。内容はともかく。
- 証人 内容はともかくと言われるとあれですが。
- 被申立人代理人 それ以外に、第1回の交渉で何か話はあったのでしょうか。説明とか反論とか。
- 証人 それ以外というのはどういうことですか。
- 被申立人代理人 先ほどおっしゃった変更の根拠、合理性、使途について大学はこういう説明しかしなかったというお話をされていますね。
- 証人 はい。
- 被申立人代理人 それ以外に、大学の方から具体的な説明は何かあったのでしょうか。
- 証人 それとも、先ほどのお言葉に集約されるのでしょうか。
- 被申立人代理人 1回目については集約されると思います。
- 第1回の団体交渉の前に、組合側において寒冷地手当削減についての就業規則の変更は全く認めないと、そういうスタンスだったのでしょうか。
- 証人 いいえ、違います。
- 被申立人代理人 具体的には、では、大学の対応次第によっては対案を示したり折衷案を示したり、そういうことは考えていたのでしょうか。
- 証人 もちろん、そうです。
- 被申立人代理人 今お話しできますか。差し支えがあれば要らないですけれども。
- 証人 というより、交渉の場でも言っていますので。例えば、さっき申しましたように1億2,000円寒冷地手当で切り下げる分を例えば大学側が我々の不払い残業代に使うとか、そういう可能性はあるのかということは聞きました。
- 被申立人代理人 それは1回目の交渉で。分からない。
- 証人 何回目かは、今すぐには分かりません。
- 被申立人代理人 2回目の交渉について伺います。10月25日です。
- 証人 はい。
- 被申立人代理人 議題は1回目の交渉と変わらないというふうに理解してよろしいです

か。

証人
被申立人代理人

はい。

繰り返しになりますけれども、変更の根拠については、大学はどのような説明だったのですか。

証人

繰り返しになりますが、変更の根拠は人事院勧告であるということです。

被申立人代理人

合理性については。

証人

合理性についても、人事院勧告が社会一般の情勢に従っているからということです。

被申立人代理人

それ以外に何か議論はありましたか。思い出せませんか。

証人

2回目ですか、労務担当理事がこれで気に入らないなら司直に訴えろと言ったのは多分2回目だと思います。

被申立人代理人

そういう話をしたのですか。

証人

ではないかと思います。

被申立人代理人

どういう話の流れで事務局長がそういう話をされたのですか。

証人

どういう流れ。

被申立人代理人

いきなりこれでだめなら司直に訴えろとは言わないわけでしょう。話の流れがあるわけでしょう。

証人

だから、それ以上の説明はできないからということです。

被申立人代理人

それ以上というのは、変更についての根拠、合理性、使途ですか。

証人

使途は説明していませんからあるのかもしれませんけれども、合理性と根拠についてはそれ以上の説明はしないということです。

被申立人代理人

それは、もう一切交渉はしないという態度だったのですか。

証人

交渉というものが何かということになりますが、何回やっても同じことだということだと思います。

被申立人代理人

団体交渉の申入れがあったとしても、同じ説明だからもう一切大学は説明をしないと、そういったことだったのですか。団体交渉のテーブルにも着かないということだったのですか。

証人

テーブルにも着かないではなくて、これ以上のほかの説明はできないということではないかと思います。

被申立人代理人

大体1時間くらいですよね、2回目の交渉は。

証人

はい。

被申立人代理人

今おっしゃった三つのポイントについて、大体1時間ぐらい話をされていたのですか。

証人

はい。

被申立人代理人

第2回の交渉においても団体交渉自体は紳士的に行われた、そう理解してよろしいですか。

証人

2回目は、1回目を受けて組合が申し入れましたので、何らかの進展

は期待していたのですけれども、そういう意味では交渉が同じでしたので、紳士的というか、組合側は多分半分あきれていたということかもしれません。

被申立人代理人

あきれていたというのは、団体交渉の中の態度でそういう態度を示されていた方がいらっしゃったということですか。内心あきれていたということですか。

証　　人

はい。

被申立人代理人

どっち。

証　　人

内心あきれていた。

被申立人代理人

2回目の交渉を終えて、再度団体交渉の申入れをするということは組合において検討されましたか。まず、検討したかどうか。

証　　人

さっき、最後の齊藤事務局長の話がありましたから、申入れをして何が進展するかということがありますので、同じことで申し入れるということは、組合はあっせんを申し入れるまでは検討していなかったと思います。

被申立人代理人

あっせんを申し入れるまでは検討しなかった。

証　　人

はい。

被申立人代理人

第2回の団体交渉を終えた後、3回目の団体交渉を改めて申し入れようということは検討されましたか。

証　　人

はい。

被申立人代理人

その結果、どうなりましたか。申入れをしましたか。

証　　人

ええ、12月でしたか、申入れをして3回目の交渉を持ちました。

被申立人代理人

その前にあっせんの申立てをするということですね。

証　　人

ええ。

審査委員

休憩をとりまして、3時から再開するということでよろしいですか。では、暫時休憩いたします。

[休憩 午後2時48分]

[再開 午後3時2分]

審査委員

それでは再開いたします。どうぞ。

被申立人代理人

第2回の団体交渉について伺いますが、結局、1回目と2回目の交渉が終わった段階で大学側の意見と組合側の意見が全然合わなくて、これ以上交渉しても進展の見込みがないといったそういう状況だったのでしょうか。

証　　人

そうです。特に組合は、さっきも言いましたが、寒冷地手当を引き下げる合理的な根拠を示せということをまず言っているわけですけれども、それについても人事院勧告に従うことが社会一般の情勢、独立行政法人通則法に基づいて社会一般の情勢に従わなければいけなくて、その社会一般の情勢が人事院勧告であるということしか言いませんので、それ

ではどうしようもない。少なくとも、では、社会一般の情勢がなぜ人事院勧告なのかということを大学は説明もしていない、立証もしていないわけです。

被申立人代理人

証 人

説明は求めているんですよね。

ええ。我々は説明を求めているんだけれども、大学は、では、人事院勧告がなぜ社会一般の情勢なのかということについては説明はしていない。さっきも言いましたように、大学の教員が今年公務員から抜けたらそれでぱっと平均給与が上がってしまう。そういうものなんです、人事院勧告なんていうのは。それに従わなければいけないと。だんだん頭に来たのであれですけれども、さっき言いましたように、それで0.3%引き下げたものについてまた今年も合わせるということですから、おかしいんです。

被申立人代理人

証 人

被申立人代理人

甲第26号証を示します。ごらんになってください。16年10月13日付けの団体交渉申入書ですけれども、こちらの団体交渉の開催日程の希望が2枚目に記されていますね。

はい。

「10月25日から29日のいずれかのうち1日を設定し、午後15時」、これは午後3時若しくは15時の誤記だと思うのですけれども、「から開催すること。」という形になっておりますが、10月25日から29日に指定した何か理由とかはあるのですか。

一つは、29日というのはそもそもこの就業規則の変更の予定が寒冷地手当ですので、29日が変更しない場合の基準日、支給日、どっちですかね、なので、それを超えると、そんなこと組合が考えればいいのかどうか知りませんけれども、間に合わないだろうということで。25日は何でしたっけ……

25日は、では、どういう理由からなのですか。何か理由があったのですか。

はい。何か理由があったはずで、もしかすると我々の体制のことだったかもしれない、委員長がいたかどうかとか、もしかするとそういうことかもしれません。

委員長がいたかどうか。

出席できるかどうかとか、そういうことだったかもしれません。

25日から29日と設定して、午後の3時からというのは何か理由があったのですか。

これも多分、恐らく我々の多くは、北海道大学職員組合は教員が主な組合員なので、講義負担とかがありますので、恐らくそういう意味では都合のいい時間帯だということだと思います。

どなたがこちらの文書を起案されたのですか。

- 証人
被申立人代理人
- 2回目のこの文書は、たたき台は多分私が起案したんだと思います。
ということは、希望日程についても証人が一応たたき台を作ったということですか。
- 希望日程は、執行委員会で団交出席予定者の予定を確認したんだと思います。
- こちらの文書の日程部分以外は、証人が起案したということでいいんですか。
- どこかが何か変わっているかもしれません、原案は私だと思います。
- 13日付けですので、10日若しくは2週間後ぐらいの開催希望日を設定しているんですけども、それなりに考えて設定はされているということですか。
- はい。
- 大学から25日の午後4時から団体交渉をしたいと、そういった回答があって、組合はそれに応じたということですね。
- はい。
- 主尋問の中で、組合が10月25日の1時半から役員会があるのを、役員会で就業規則の改定が決定していたことを知らなかつたと、そういふお話をありますね。
- はい。
- 役員会の日程というものは、一般の教職員の方は知ることができるのでしょうか。
- 予定は、ホームページで知ることができます。
- ホームページに載っているのですね。
- はい。
- ホームページに載っていることなんですけれども、役員会で決めた内容、決定事項、報告事項についてもホームページで閲覧できますね。
- 相当たってからだと思いますが。
- 相当というのはどれぐらいですか。アップまでどれぐらいかかるのですか。
- 分かりません。こっちに聞いてください。
- こちらの就業規則の改定が役員会で決定されているかどうかということは、組合としては意識していたのでしょうか。
- 25日の役員会で決定されるかどうかは意識していません。
- 25日に役員会があることは知っていましたか。
- このときには知りませんでした。
- 就業規則の変更について役員会の決議というか決定が重要であることは、組合は認識していましたか。
- 役員会か経営協議会かということもありますし、この役員会で決定さ

被申立人代理人

れるかどうかはさっき言いましたように意識していませんでしたので、分かりません。

証 人

では、既に役員会で決定していたと考えていたわけでもない。役員会の決定があったかどうかということは……

被申立人代理人

後で分かったということです。

証 人

後で分かったということはいいんだけれども、意識していなかったということですか。

被申立人代理人

いつですか。

証 人

では、10月13日付けの団体交渉の申入れをした時点ではどうですか。

被申立人代理人

10月13日の申入れ時点で、ですから、25日の役員会で決定されるということは意識していませんでした。

証 人

役員会というのは意識されていなかったの。

被申立人代理人

このときはそうです。

証 人

その前は。

被申立人代理人

その前とは。

証 人

例えば、第1回の団体交渉があったあたりでは、今回の就業規則の変更について役員会でどういう協議をして決定をしているのかとか、そういったことは意識されていなかったのですか。

被申立人代理人

9月の役員会が何かの協議事項に載っていたことは知っていたと思いますが、その程度だと思います。

証 人

第1回の団体交渉の中で、役員会の決定を経ているかどうか、そういう話にはならなかったのですか。

被申立人代理人

はい。

証 人

間違いない。

被申立人代理人

我々の側からですか。

証 人

どっちでもいいんですけども、第1回の団体交渉の中で役員会の話というのは出てこなかったのですか。

被申立人代理人

出てきました。役員会でも人事院勧告に従うことを、言い方が正しくないかもしれませんけれども、了承されたか何でしたか、そういう説明はあったと思います。

証 人

役員会という話は出ていたのね。

被申立人代理人

役員会が経営協議会か忘れましたが、あります。

証 人

役員会の開催頻度というのは分かりますか。

被申立人代理人

月に2回かな。

証 人

そうですね。月に2回で、2週目、4週目の月曜日であることが多かったりするんですけども、役員会がそういう頻度で開催されていることは御存じだった。

- 証人
被申立人代理人 はい。
- ただ、2回目の団体交渉の申入れをする際には、役員会がいつあって本件で問題となっている就業規則の変更についての決定、決議がいつあるか、そういったことは意識しなかったと、こういうお話なのですか。
- これに関してはそうです。
- 組合員全員がそういうお話なのでしょうか。執行委員でもいいんすけれども、役員会がいつかということは組合の内部でも何ら問題にならなかった。
- 寒冷地手当の団体交渉を大学としようとしているときに、役員会がどうかということをこの時点では意識していませんでした。それは、ですから、学長に交渉を申し入れていますから、御存じのように意思決定者は学長ですので、我々は学長と交渉をしたいわけです。学長がどうすればいいかということですから、それは意識していなかった。
- 大学が寒冷地手当の規定を変更してそれを施行するには、10月28日までにやらんといけないわけですね。
- それは違います。やらなきゃいけないことはない。それは大学が楽をしようと思うとそういうことです。
- どういう意味ですか。
- ですから、それまでの寒冷地手当の支払日が10月29日ですから、スムーズに移行しようと思うとそういうことになるだけで、別にそうでなければどうにでもなると思います。
- では、10月29日に団体交渉をしても組合としてはよかったです。
- 役員会とかという議論でなければ、組合としては構わない。それどころか12月にもやっていますので。
- では、次に、3回目の団体交渉、12月22日について伺いますが、1回目と2回目の交渉と違った質問とか答えとかはあったのでしょうか。違った質問からいきましょうか。
- 違った質問はしていないと思います。
- 今までどおりの質問をされていたわけですね。
- ただし、背景として、さっき言いましたようにあっせんを申し立てていますので、それなりの交渉をするんだろうということで申入れをしました。
- あっせんの申立てをして、労働委員会の方と何か打合せというか事情聴取というのはされているのですか。
- そもそも交渉の申入れをしたのは、労働委員会の事務局があっせんに入る前にもう1度交渉したらどうかということを示唆したためだと思います。

- 被申立人代理人 それは労働委員会の方、委員の方と、委員の方でなくてもいいけれども、お話しして、職員の方とお話をしてもう1回やってみたらどうかというお話があったのですか。
- 証人 はい。
- 被申立人代理人 その場には、証人は立ち会っていますか。
- 証人 いいえ。当時の委員長が立ち会っているというか、当時の委員長と労働委員会との間の話です。
- 被申立人代理人 では、具体的にどういう話かということはよく分からぬ。
- 証人 報告の範囲では、大学側にもちゃんと交渉するようにということを伝えてあるからということだったよう思います。
- 被申立人代理人 甲第36号証をごらんになってください。12月10日付けで団体交渉申入書が作成されておるのですが、要求事項に書いてあることが議題ですね。
- 証人 はい。
- 被申立人代理人 1回目、2回目から引き続きの議題もございますけれども、更に要求事項を加えたというか、重複しているかもしれません、それが議題ということですね。
- 証人 はい。
- 被申立人代理人 では、新しい大学からの答えとか説明とか、そういったものはありましたか。
- 証人 繰り返しになりますが、さっき言いましたように人事院勧告に従うことがなぜ合理的なのかという説明はやはりなかった。要するに、人事院勧告イコール社会一般の情勢で合理的というくくりからは大学は外れることはできませんでしたので、それ以上のことはなかったと思います。そもそも、そのときにも我々は、国立大学法人法が公務員型の職員については国家公務員と同じようにするようにと書いているけれども、我々の場合、非公務員の場合には業務の実績かつ社会一般の情勢というふうに書き分けているんだから違うだろうということは言っていますし、それに対して、大学側も人事院勧告に従う必要はないんだと、けれども、今言った法律の社会一般の情勢が人事院勧告であるから従うんだと。自分で言っていてもよく分かりませんが、そういう説明があつただけだと思います。
- 被申立人代理人 それまでに2回団体交渉をしていて、あっせんの申請をして3回目ということなのですが、1回目、2回目と違って3回目はこういうやりとりがあったとか、もうちょっと、進展したかどうかは何とも言えないけれども、新しいやりとりがあったとか、そういったことはありますか。
- 証人 唯一、少し新しいとすると、代表が来て1億幾らですかそういうのが少しあったということだけです。

被申立人代理人

証 人

被申立人代理人

第3回の団体交渉が終わった後に再度、更に団体交渉の申入れをすることは考えなかったのですか。

3回目の交渉が終わった後はあっせんに行くことになっていましたので、交渉としては申し入れないで、今度はあっせんの場で話し合おうということです。

結果的にあっせんは取り下げていますね。

はい。

その後も団体交渉の申入れはしていないですね。

はい。

今年に入ってから、先ほどのやつはあるけれども。

それはさっきも言いましたように大学が思っている交渉のイメージと我々の思っているイメージがまるで違いますから、大学側がちゃんと協議に応じて説明責任を果たすんであれば交渉を申し入れますけれども、そういう状況にないのに交渉を申しれるという議論には組合側はなりません。

3回の団体交渉の中で組合側の意見、主張、反論、抗議、いろいろあったかと思うのですが、もっと言いたいのに言えなかつたとかこういう主張をしたかったけれどもできなかつたとか、そういったことはあるのですか。

言いたかったのに言えなかつたではなくて、大学側が引下げの根拠ないしは合理性、給料ですから、それをしかも引き下げるわけですから、我々が納得いく説明を聞いて合意したいわけですけれども、その説明をしてほしいというところではずっと止まっていたわけです。そこを一步も大学側が出ていませんので、それは我々としては先に進めないということです。

先に進めないということですね。

同じことであれば。

今回の一つの争点として、メモの禁止というのがあるのですけれども、それを伺いたいと思います。組合側が3回目の団体交渉において、大学側が財政について話すのでメモしないことを条件に話をする旨発言をして、組合が記録をとることを禁止した、そういった主張を展開されています。これは大学側のどなたの発言を示しているのですか。

これは齊藤労務担当理事の発言です。

3回目の団体交渉の中で1時間以上あったのですけれども、どれぐらいの時間帯でそういう話になったのですか。最初の方、真ん中の方、後の方、どれぐらいの時間帯でしょうか。

比較的後の方です。

その発言があるまでは、組合側の出席者の方々はメモはされていたの

ですか。

ええ。

そのメモ自体は今回の証拠に出すつもりはない。団体交渉の記録のメモを改めて後で証拠に出すとかそういったことは考えていないのですか。

繰り返しになりますが、1回、2回、3回と大学側の説明はほぼ同じなので、同じことを繰り返したという意味では意味があるかもしれません、特に変わったことはないと思います。

メモを追加で証拠で出すとか、今はそういったことは考えていないのでしょうか。メモをとられているとおっしゃっていますよね。

ありません。

どういう話の流れで齊藤事務局長がそういったメモを禁ずるような趣旨の発言を切り出したのでしょうか。

大学の財務状況について少し話しますよということで、メモをとらないでくれということを言いました。

メモをとらないでくれと言ったのですか。具体的な発言内容、メモをとるなと言ったのですか。

記録かな、記録をとるなかもしれません。

正確な言葉はよく覚えていない。

いずれにしろ、メモないし記録を残さないでくれということでした。

趣旨としてはね。記録を控えてほしいとかそういった言葉ではないですか。違いますか。これはオフレコだからとか、そういった話ではないのですか。

オフレコではないですね。

メモは控えてほしい、そういう感じの言葉ですか。

そうです。

それに対して、組合側は抗議とかはされたのですか。

ええ。どうしてメモをとっちゃいけないんだということはもちろん言いました。

どなたが抗議されましたか。

ちょっと特定できません。

証人ではない。

私ではない。私はメモをとっていましたので、その間忙しく。

メモをとらないでほしいと言われた後に発言がありますよね。事務局長の方から説明があったかと思うのですけれども、証人はメモをとっていましたか。

はい。

とるなと言われたけれども、とっていたわけ。

はい。

- 被申立人代理人 ちょっと戻りますけれども、事務局長がメモをとらないでほしいと言って、抗議していますね。
- 証人 はい。
- 被申立人代理人 抗議をして、それに対して事務局長は何と反論されたのですか。
- 証人 公表できない数字だからということ、まだ確定していない数字かな。確定していない数字だからか、公表できない数字だからか、多分確定していない数字だからということだと思います。
- 被申立人代理人 そういう理由、説明で一応納得はされたのですか。しようがないなという雰囲気になったのですか。
- 証人 納得というよりも、そのときに出でた数字は結局は台風が幾ら、授業料の減収が幾らという数字でしたので、そういう意味では寒冷地手当を引き下げる、我々の問題としていたのは何で3万円なのかということですね。人事院勧告にべたべたにスライドして3万円で、なぜ2万円でだめなのか、大学財政が困るんだったら2万5,000円ではどうかと。特に灯油も上がっていましたので。さんざん言っていたように、今年60円ですけれども、50円超えていましたので、3万円でなくともう少しどうにかならないのか、何で3万円なのと、財政の関係でということを言っていましたから、そういう根拠が出てくるのかと思っていましたが、そうではなくて一般論的に大学はお金ありませんということの説明だけでしたので、そういう意味では大して重要な数字ではないという理解です。それよりも、我々としては数字を残すなと言われたことの方が後となっては問題で。
- 被申立人代理人 でも、メモはとられていたのでしょうか、証人は。
- 証人 はい。
- 被申立人代理人 ほかにメモをとっている方はいましたか。
- 証人 はい。
- 被申立人代理人 証人だけではないですね、メモをとっていたのは。
- 証人 はい。
- 被申立人代理人 事務局長の方から金額が確定していないからとかそういうわけでメモはとてくれるなという話があって、それでも再度抗議をしたり、メモはとらせてもらうよとか、といった抗議はしなかったのですか。
- 証人 抗議はしないでメモをとっていたということが正しいですね。
- 被申立人代理人 余り拘束力はなかったのですか。事務局長の提案には。
- 証人 拘束力がなかったですし、数字として意味があったかどうかということもあったと思います。国立大学法人法が準用している通則法は業務の実績かつ社会一般情勢ですから、業務の実績、「かつ」の前の部分の何か数字がきちんと出てきて、それに基づいて3万円下げる下げないの議論があるかと思いましたが、そうではなかったので、余り重要ではなか

- 被申立人代理人
証　　人
- 余り重要でなかったのはいいのですけれども、財政上の説明が終わって後に事務局長の方からメモをとってもいいよとかそういう話というのはあったのですか。
- 終わった後でそこまでがメモをとるなの範囲ということですか、ないと思います。
- 曖昧というか、漠然としたものだったのですか。
- 事務局長の意識の問題ではないですかね。組合が組合員に対して説明する根拠である数字を控えるなということの意識、どういう意識をされたかということではないですか。
- 組合側の意識で構わないのですけれども、メモをとってくれるなと言って禁止された説明の時間というのは何分くらいですか。
- さっきも言いましたように解除指示は出ていませんが、いつからいつまでという範囲はないと思いますが。
- 解除指示は出ていないでいいのですけれども、それではずっとメモをとることを禁止されていたわけではないですね。
- とっていましたので。そちら側の意識の問題ですね。
- 別な話を聞きます。今回の寒冷地の就業規則の変更に当たって、過半数代表候補者が17名選任されていますね。
- はい。
- 主尋問でお話ししていた数字なんですけれども、証人はその候補者の1人ですか。
- はい。
- 寒冷地手当の削減についての説明会は何回開催されましたか。
- 説明会は1回で、2回目は意見書を提出するための会議が1回あったのかな。
- 2回ですね。
- はい。
- 説明会というか会議というか、何と言うかはともかく、一応2回集まりがありますよね。
- はい。
- 過半数代表候補者の過半数は、組合員が占めていますよね。
- はい。
- その過半数代表候補者会議の意見と組合の中の意見とで何かここが違うというところはあるのですか。
- 過半数代表候補者が作成した意見も寒冷地手当の引下げには反対しているはずです。
- 両方、一緒ですね。結論に対しては反対というところは。

- 証人
被申立人代理人 はい。
それについての理由とかそういったところで、過半数代表候補者の会議と組合とで何か違うところというのはあるのですか。大体同じなんですか、おっしゃっている内容は。
- 証人 大きく違うのは、過半数代表候補者会議の場では過半数代表候補者が意見を言っても大学側は回答しないと言っていますので、我々、組合が思っている交渉とかとはえらい違うと。
- 被申立人代理人 そうではなくて、意見の内容ですね、考え方。考え方はそうは変わらないのでしょうか。
- 証人 過半数代表候補者会議は、実は民主的な運営をしようということを最初に取り決めましたので、さっきおっしゃったけれども、組合員でない過半数代表候補者が約半数いらっしゃいまして、そういう方々は、事務系の方は役人なので人事院勧告やむを得ないという御意見をかなりおっしゃっていました。
- 被申立人代理人 過半数代表候補者会議における発言者というか意見を述べる方としては、組合員が比較的多いのでしょうか。それとも、非組合員の方が結構発言されるのでしょうか。
- 証人 話題によると思いませんけれども、この寒冷地手当に関してはほぼ皆さん発言されていたと思います。
- 被申立人代理人 甲第35号証をごらんになってください。北海道労働委員会月報というのですが、その2枚目下に6ページというところがあるのですけれども、こちらの内容について下から9行目で「調整経過・結末」というものがあって、平成17年2月23日、事務局であっせんを行ったと。事情聴取でいろいろ主張したというものが書いてあります。2月23日のあっせんの話の内容というのはこちらに書いてあることによろしいのでしょうか。組合側の主張の内容としてはこういったことを主張されたということによろしいのでしょうか。
- 証人 はい。
- 被申立人代理人 あっせんの申請を取り下げたのはなぜですか。
- 証人 7ページのところに、地労委の委員の方から経営状況に関する説明を受ける機会を設けて交渉するようにということであっせん案を出さないで、1回目、2月23日のところの最後で経営状況に関する説明をちゃんと聞いて協議するようにということで地労委の方からあったのですが、当時の齊藤事務局長、労務担当理事にこのあっせんに来たのであるから、大学も数字を出してきちんと議論をするのかというふうに確認をしたところ、それは大学側は変わらないということでしたので、これはらしが明かないと。
- 被申立人代理人 それはどのように確認されたのですか。

証人 口頭です。

被申立人代理人 面と向かって。証人が聞いたのですか。

証人 直接聞いたのは私ですが、ほかに組合員もいましたが、聞いた場所はここです。

被申立人代理人 甲45号証をごらんになってください。「北海道大学財務の分析」と題する書面であります。こちらの文書なんですけれども、作成者はどこに所属される方ですか。

証人 北海道大学です。

被申立人代理人 何学部ですか。

証人 教育学部。

被申立人代理人 お立場は教授とか助教授とか。

証人 助手かな。

被申立人代理人 こちらの分析表の中では決算報告書の比較がされていますけれども、こちらの決算報告書作成に当たって、国立大学法人会計基準というものが文科省で定められていて、それに従って決算報告書は作成されておるのですが、その会計基準の内容についてこちらの光本さんという方は認識して前提の上で作成したのでしょうか。

証人 そうです。8月23日に全国の大学の教職員関係の学習会が持たれまして、そこで情報を持ち寄ったということと、それから東京大学の先生の講義と実習があったはずです。

被申立人代理人 会計基準を学ぶという実習ですか。

証人 財務諸表の見方のような実習ですね。

被申立人代理人 それは国立大学法人を念頭に置いているということですね。

証人 もちろんそうです。

被申立人代理人 東京大学の話が出ましたけれども、平成16年度は寒冷地手当の削減については東京大学は何もしなかったわけですよね。従前どおりですね。

証人 はい。

被申立人代理人 17年度はどうなったのですか。

証人 東京大学については、ちょっと今私は認識していません。分かりません。

被申立人代理人 九州大学も寒冷地手当の削減はしなかったのでしょうか。

証人 はい。

被申立人代理人 今、どうなっているか御存じですか。

証人 九州大学についても、ちょっと今認識していません。

被申立人代理人 九州大学というのは、寒冷地手当は出るのでしょうか。

証人 多分、数人だと思いますが。

被申立人代理人 出る者もあるということですね。暖かいところだから、余り出ないのでしょうか。

- 証人
被申立人代理人 額は同じです。
- 新聞記事、いろいろ証拠に出されていますけれども、平成16年度の北大の決算が57億円の当期総利益を計上して全国で5番目だという華々しい記事が出ておるのですけれども、証人の個人の見解で構わないのですけれども、北大は財政的に余裕がある、そういうふうにお考えなんですか。
- 証人 分かりませんが、そういう問題ではなくて……
- 被申立人代理人 それをまず聞いています。分からなさですか。財政的に余裕があるかどうか、その辺はどのように考えてていますか。
- 証人 仕組みの問題を言うと、国立大学は全部破綻していると思うので、そういう意味では問題はあると思います。ですが、今年の10月に持った団体交渉でそこに座っている遠藤労務担当理事に去年の寒冷地手当は払えたのですかということは決算が出た後で聞いていますので、払えたとおっしゃっていましたので、そういう点で言うと財政的に寒冷地手当の削減は大学の財政問題ではなかったということは明らかになったんだと思います。
- 被申立人代理人 最後に差し支えない範囲で教えていただきたいのですけれども、明日の午後の予定というのはどうなっていますか。
- 証人 過半数代表候補者の説明会があります。
- 被申立人代理人 何時からですか。
- 証人 1時半でしたか。
- 被申立人代理人 その後は御予定入っていますか。
- 証人 安全パトロールがあります。安全査察が入ります。
- 被申立人代理人 明日の過半数代表候補者の話合いは先ほど出てきた平成17年度の給与の話ですね。
- 証人 はい。
- 被申立人代理人 その代表者会議が終わった後に組合と大学との間で折衝とかはないのですか。
- 証人 就業規則の変更のときに組合に説明を最近は大学がするようになっていますので、就業規則の変更の説明会があるはずですが、私は過半数代表候補者で聞いた説明と同じなので、多分、安全査察の方に行きます。
- 被申立人代理人 では、大学の行事としては過半数代表候補者会議が午後からあって、組合に対する説明会もあると、そういうふうに理解してよろしいですか。平成17年度の話ですけれども。
- 証人 はい。
- 被申立人代理人 以上です。
- 審査委員 それでは労側、小倉参与委員から。
- 小倉参与委員（労） 1点だけ確認をさせていただきます。3回の団体交渉の中で寒冷地手

当の引下げに関する合理的根拠等を組合がずっと質問をしてきたというように伺ったのですが、後半のところで人勧準拠のほかに何点かの補足的な説明が財務的な状況を含めてあったかと思うのですが、その説明の中では補足的な人勧準拠以外の説明には至らなかったというふうに聞いていいですか。

証人

はい。さっきも言いましたように3回目ですか、お金のことが少し話されました。それは確定していない財政の問題であるということでメモを禁じたくらいで、大学の財政がどうだから人事院勧告を今年1億2,000万引き揚げるということにリンクした説明はありませんでした。そうだし、1億2,000万円をどういうところに使うから引き下げなければいけないという説明もやはりありませんでしたし、さっきも言いましたけれども、そもそも人事院勧告に従うことが何で社会一般の情勢そのものになるのかということについてもそうだということで、それに対する合理的な説明はなかったということです。

参与委員（労）

今回の寒冷地手当のことだけじゃなくて、今までの労使関係の中で、団体交渉を申し入れている中で、役員会の決定が先に入るだとかそういったことというのは今まで何度も何度かあったことなんでしょうか。

証人

役員会の決定事項と我々が申し入れている交渉が見えたものが寒冷地手当のことだと思いますので、ほかの交渉が役員会にどういう形で上がっているかということは分かっていません。

参与委員（労）

以上です。

審査委員

使用者側、栗原委員から。

栗原参与委員（使）

就業規則の届け出ということにつきまして、監督署の方にその受け取りを拒否してくれと、こういう書面を出したという事実があるみたいですね。

証人

はい。

参与委員（使）

結果はどういうふうになりましたか。

証人

結果は労基署は受け取りました。なぜかということを確認したらば、労基署は労基署で気を使うみたいで、組合側からそういう申し出があつてもそれで受け取らなかっただけに大学と組合の関係が悪くなると困るということで、そういう申入れがあっても受け取るんだそうです。

参与委員（使）

証人は労働組合の幹部として長くやっておられたということなので、就業規則というものがどういう性質のものかということはもちろん御存じですよね。例えば作成するのがだれで、過半数の意見聴取があれば成立すると。そうしますと、現在施行されている就業規則についてはそれは施行されているし、認めるという考え方でよろしいですか。

証人

現在というのは寒冷地手当が引き下げられているものについて認めると言わされると認められない、さっき申しました組合との関係の交

渉をきちんとしていないということでは認められない。

参与委員（使） 就業規則そのものとしてはよろしいですね。それは成立しているということは。

証人 成立しているが、認められるかとおっしゃるんであれば認められない。

参与委員（使） 中身のことではなくて、就業規則の成立要因をお尋ねしているわけすけれども。

佐藤（哲）申立人代理人 就業規則が成立するかどうかではなくて、当該事業場に労働組合がある場合、労働組合とその就業規則の変更について使用者側としては一切説明あるいは団体交渉しなくてもいいと、こういうお立場で質問なさっているということですか。

参与委員（使） そうではないです。過半数代表者という中には確かに組合員の方が半数以上入っていたはずですね。

証人 はい。

参与委員（使） 議論は同じくされていたわけですね。

証人 大学側は過半数代表候補者に対して意見を言っても回答はしませんと言っていますので、それは大学側もきちんとしていて、過半数代表者と大学は協議するものではないと、それは大学側の姿勢もきちんとしています。

参与委員（使） それは、組合として要望した場合は大学の方が何らかの回答があるはずということだけが違うわけですね。

証人 そうではなくて、回答があるじゃなくて、きちんとした協議をしなければいけない立場に大学があると、これは大きな違いです。

参与委員（使） 質問を変えましょう。燃料手当を変更するに当たっては大学側の説明は人事院勧告若しくは世間相場、これに準拠だと、中身は別にします。そういう話をされましたね。

証人 大学は世間相場については知らないということでした。大学自体はそういうことを調べる能力がないので、世間相場は知りません。人事院勧告を信じるというか、人事院勧告に従っていればいいんだということです。

参与委員（使） 組合としては、どういうものが基準だと考えられますか。

証人 どういう意味ですか。

参与委員（使） つまり、燃料手当を決めるに当たっては、大学側は人事院勧告の基準を参考にして決めますよね。こういう回答をされていますね。

証人 はい。

参与委員（使） 組合としては、どういう基準が欲しかったのですか。

証人 それは、大学側が人事院勧告に従わないで議論しましょうということになればお互いに意見を出し合ってやればいいわけで、例えば去年だったら50円、今年は68円とか言っていますから、そういうことをちゃ

んと考えるのかということはあると思いますが、そういう交渉にはいかなかつたということです。

参与委員（使）

つまり、大学側の回答に対して組合はこういう基準ですよということで、組合側でこういうような基準ですよという提言はなかつたのですか。

証人

3万円でなくて幾らにするということですか。

参与委員（使）

3万円の金額ではなくて、燃料手当を決めるに当たつてはこういう形で。

証人

それはおっしゃっていることがおかしくて、今回は大学側が我々の給与を引き下げたいということで始まつてゐる議論ですから、立証責任は大学側にあって、おっしゃっている意味は反対しているくらいだったら代案を出せとおっしゃっているように聞こえますが、そうではなくて、3万円で納得させる責任は大学側にあるんだと思います。事実、さっきも言いましたように去年は50円、今年は60円ですし、そもそも栗原委員がおっしゃった石炭手当ということになると地場の寒冷地手当と比べているのかということですね。地場の寒冷地手当、石炭手当と比べているんだとおっしゃるんであれば大企業でそういう手当として出していなない会社と我々の給与水準はどうやって比べるのかとかそういうことも問題になると思いますし、そもそも当の人事院が去年、月例給の引下げをしなかつたのですが、その理屈がおかしくて、公務員の寒冷地手当を引き下げたので、公務員の給与水準は下がっちゃった。だから、月例給を引き下げなくていいということで月例給と手当を人事院ですら一緒にして議論していますから、寒冷地手当部分だけを我々に切り離して幾らならいいんだという議論を我々にしろというのはおかしい。年間の生活給として寒冷地手当の幾ら分が引き下げられるということでは、そういう意味で議論をまずしたいということです。

参与委員（使）

私が伺いたかったのはそういうことではなくて、大学では一応案としては人事院勧告に準拠ということ、そういう回答をされた。組合としてはそれを納得はできない。納得ができないとすれば組合としてはその燃料手当を、寒冷地手当を考えるに当たつてはこういう基準で考えましょうというのではなかつたのですかということを聞いています。

証人

そもそも寒冷地手当の議論が出てきたのが去年の8月です。その後、この交渉が出てきたのがこの9月ですから、1カ月の間に組合がそれだけの用意ができる能力はもちろんありません。ですから、やるのであれば、組合の側に納得のいく説明を大学側がするならともかく、組合がでは幾らにしろというそれだけの準備ができる能力があったかというと、大学でさえ2、3万円の根拠とか寒冷地手当の積算ができないと言っているのですから、組合側にはその時点ではあるわけはありません。

参与委員（使）

そういうことをお尋ねしたかったのは、先ほどの団交記録の中で、証

人の方はほぼそれが間違いないですと、大学側が記録したものなのですが、そういうことを前提にしてお尋ねしたいのですが、その中には、今のようなことではなくて、結構予算があるのに払えないのはおかしいのではないかとか、こういうやりとりがよくあるんです。あるいは、場合によっては、寒冷地手当を支給するということを前提で組まなければ団体交渉には組合の方から臨みませんというようなくだりもあるんです。これは、やっぱり交渉する姿勢としては、何もなくて説明だけを求めようというのはちょっとおかしいのではないかと、そういう感じがするものですから、その辺は、組合としては対案というまでもなく、少なくとも大学側がいわゆる人事院勧告と言っているわけですから、この人事院勧告でもいいし、何か土俵に乗るような話合いができるような素地がなかったのかどうか、あるいはそういうものを出すということがなかったのかどうかということをお尋ねしたかったんです。

証人

さっきも質問に対して答えましたように、例えば寒冷地手当で浮いた1億2,000円で我々の不払い残業代を払うとか、そういうことはあるのかということは交渉でも言っていますし、記録にも残っていますが、そういう交渉の余地はあった、組合としては。あと、例えば、実際には一括支給が月払いになっているのですけれども、それを一括支給にするとか、交渉の余地はあったわけです。何も交渉をする気が組合側になかったということはありません。

参与委員（使）

組合とのやりとりの中で、実は北大としての労働条件を決めてくれない限りは自分たちも浮かばれないというような、そういうようなやりとりもあるわけですね。

証人

参与委員（使）

ええ。
それであるならば、なおさらのこと、組合としては労働条件はかくあるべきだと、そういうものを提示するという、そして土俵に乗るというものがなぜなかったんだろうかということをちょっと疑問に思ったものですから。

証人

今おっしゃった前半は、組合はどういう意味で言っているかというと、今年出てきたものもそうですけれども、北大の給与水準は人事院勧告に従うということであれば、そもそも組合は何を議論すればいいのかということになりますから、そういう意味です。要するに、北大として労使間で議論して組合ないし労働者と使用者、大学と議論をして決められる労使関係、労働条件というものを作ってくれと、あるのかないのか、作ってくれと、そういう意味で前半の議論があります。後半の、では幾らにするんですかという議論については、要するにそういうことをやるためににはまず協議ができる土俵を作ってもらわなければまずくて、そうでなくても寒冷地手当にしろ何にしろ人勧です、ばっしと要するに今大学

は門を閉めてしまっているわけです。交渉の場には座らせてはくれるんですけれども、実際に議論を始めてみるとそれは人勧です、知りません、人勧です、知りません、人勧です、知りませんと。だから、我々は協議できることは何もない。そうではなくて、大学と我々が実際に自主的に協議して幾らなら払います幾らなら払いませんという議論をしたいですというのはさんざん言っているはずです。それも記録に残っているはずですが、そういう交渉をしたかった。ところが、そういう交渉ができなくて、今日弁護士の先生に何回も聞かれていましたが、3回やったけれどもそういうことではない、とにかく3回とも座ってはいるんだけども、交渉を始めようとするとその件に関しては人勧です、終わり。要するに譲るところがないんです。僕も組合の歴史が長いわけではないけれども、特に公務員でなくなったのはつい最近ですから、団体交渉というはどういうものかということがあると思うんです。今は労務担当理事が替わっちゃったからあれですけれども、前の担当理事は、北大の給与原則である、要するに交渉にいってもそれが原則なので曲げられません、さっきも言いましたようにあとは司直にどうぞということですから、曲げられない原則を初めから掲げられて交渉の場に座られても、我々も何もできない。さっきの、弁護士さんは、では机をたたけばいいのかと、たたけばいいんならたたきますが、そういうわけではないと思うので、交渉できる土俵を作ってくれと、そういうのが一番のポイントです。

参与委員（使）

分かりました。

審査委員

では、私の方から1、2点お聞きいたします。第2回目の団体交渉の申入れ自体は10月13日にやっておるようなのですが、この返答が来たのはいつなのですか。

証　　人

19日ではないですか。

審査委員

申立書の記載によると20日と書いてあるんだけども、19日ですか20日ですか。何か19日に催促のあれを出していますね。

証　　人

19日に催促して、20日ですか。

審査委員

早く返事をしてくれと。20日と聞いてよろしいですか。19日なのですか。

証　　人

私は何しろ日にちを覚えるのが苦手ですが。

審査委員

申立書の記載の方が正しいのでしょうか。申立書には証拠が挙げられていないものですから、それで確認したんだけども、19日か20日と。

証　　人

大学の回答はこの当時は電話のはずなので、書記長が電話で受けた記録になるので、証拠が出ていないのはそういうことだと思います。

審査委員

甲27号証を見てください。お伺い書の一番最後に、「10月13日に提出した、団体交渉申し入れ書について、当日関谷職員課長が不在の

ため、阿部職員係長に手交しましたが、その後の経過をお聞きしたい。」という文書が、これが10月19日付けで出ているのですが、これを踏まえてどうなのですか。即日来たか、翌日来たかというような状態なのですか。

証人

ちょっと分かりませんが、19日か20日ということで。

審査委員

それから、第3回目の団体交渉で、齊藤事務局長が財務状況を話すからメモをとらないでほしいという話があったということですね。

証人

はい。

審査委員

財務状況の話というのが、あなたの話では台風で幾ら使ったとかいうような話だったというんだけれども、具体的にはどんな話だったのですか。

証人

どこか書証にありますが、台風が1億幾ら、あと入学金の減収が幾ら、平成19年度に教員の給与が不足するという3点ぐらいが大きなものだったと思います。

審査委員

前回、17年の3月期の決算についての分析とか何かをお話になりましたね。

証人

はい。

審査委員

ああいう形で仮決算というか、今までどういうふうな財務状況になっているというような説明をしたわけではなかったのですか。

証人

全然なくて、要するに口頭で大学はお金がないんだということの説明があったということだけです。

審査委員

それで、組合の方からは、そんなことでは要するに財務状況が分からぬから、そういう仮決算みたいな状態での財務状況の報告をしてほしいというような要求はしたのですか。

証人

仮決算という要求ではないですけれども、少なくとも寒冷地手当を削減した分が大学の運営にどういうふうに寄与するのかとか、そういうことを出してほしいということもあります。

審査委員

大体、財務状況を知らせてくれ、開示してくれという申入れをしたこと自体がどういうものを要求したのかが問題なのですけれども、その辺はどうなのですか。組合の方としては何を要求したのですか。

証人

組合に示していただいた資料、もし大学が示した資料があった場合にはそれについてどういうものかを聞いていくことになるんだと思うのですけれども、少なくとも昨年度1億2,000万、今年度8,000万というふうに削減を、これからしばらく寒冷地手当をしていくわけですけれども、そういう削減をしていくものと大学の運営との関係が数字で分かるような形で出て、将来的になぜ1億2,000万去年削減しなければいけなかつたのか、あるいは今年なぜ8,000万削減しなければいけないのか、ということが分かる資料が出てくれればいいんだと思いま

す。

審査委員 だから、そういう資料を出してくれという要求をしたのですか、しなかったのですか。

証人 ずっとしています。

審査委員 具体的にはしているのですか。

証人 1回目からしています。

審査委員 書面では、していないわけだ。口頭なのですか、それは。

証人 交渉の申入書の根拠を示すようにというのがそういう意味です。

審査委員 ただ、具体的にどういう書面あるいは書類というようなことが普通は問題になるんだけれども、そういう具体的な書面とか内容とかいうようなものについての要求というのはなされていないのですか。

証人 形式についてどういう形式で示せということはしていません。将来にわたって削減の意味が分かるものを出せということを言っています。あと、そうでなければ使途について何に使うのかを分かるようにしろということです。

審査委員 私の方は終わります。何かありますか。よろしいですね。それでは終わりました。どうも御苦労さまでした。

[渡邊証人退席 午後4時2分]

審査委員 それでは、次回は12月7日午後1時30分から第3回審問を行います。齊藤証人を調べることにします。本日はこれで終わります。

[閉会 午後4時3分]